



成田市が「景観行政団体」に

魅力ある

景観まちづくりのための

市では、良好な景観の形成を推進し、景観法に基づく規制・誘導などを活用した景観まちづくりを行うため、県と協議を行い、景観行政団体への移行について同意を得ました。これにより、市は10月1日から景観行政団体へ移行しました。

景観行政団体とは、良好な景観の形成・保全を図るなど、景観法に基づく景観行政を担う自治体のことです。

景観行政団体になると、地域の良好な景観に関する方針や、行為の制限に関する事項などを定める景観計画を策定することができます。

す。この計画は、景観まちづくりを行うための基準となり、建築物や工作物などの色彩やデザインに関する規制・誘導を行うことができます。

市では今年度、「景観まちづくり検討委員会」や「景観まちづくり市民懇談会」など、計画を策定

するための体制を整え、具体的な検討を始めています。
※くわしくは、都市計画課ホームページ、景観まちづくりのページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/toshikei/std0084.html>)または同課(☎20-1590)へ。

景観セミナーを開催

景観計画は、市民や事業者の皆さんの意見を反映させながら策定していきます。そのためには、多くの人に、景観とは何かを知ってもらい、良い景観について興味を持ってもらう必要があります。

市では、県と共催で景観セミナーを開催します。このセミナーでは、「景観」について分かりやすく解説し、「良い景観」とはどのようなものなのか考えていきます。

日時=11月13日(日) 午後1時30分~4時

会場=市役所6階大会議室

テーマ=「景観とは何か」「良い景観」とはどのようなものか~魅力ある“成田”を目指して~

講師=堀繁さん(東京大学アジア生物資源環境研究センター教授)

定員=100人(先着順)

申込方法=11月9日(水)までに、住所、氏名、電話番号、NPO法人・まちづくり団体などに所属していれば団体名を書いて、郵送・FAX・Eメールで、県公園緑地課景観づくり推進室(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1、FAX043-222-6447、Eメール keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp)へ。
※くわしくは市都市計画課(☎20-1560)へ。